

今治市ふるさと納税・地域経済活性化推進業務公募型プロポーザル 評価項目及び評価基準

1 基本方針

本業務の受託者の選定にあたっては、「今治市ふるさと納税・地域経済活性化推進業務委託仕様書」等の関係書類を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やヒアリングでの説明、質疑応答から各提案者の次項の審査項目について、評価を行い受託候補者の順位付けを行う。

2 評価項目、評価の視点及び配点

評価は100点を満点とし、評価項目別に次のように配点する。

| 評価項目 | | 判断基準 | 配点 |
|-------|---------------------|---|------|
| 業務提案 | (1) 業務執行体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務への意欲の高さと積極性 ・円滑な業務遂行が可能な実施体制であるか | 5点 |
| | (2) 実施スケジュール | <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール管理がなされ、迅速かつ確実に業務を履行できるか ・早期着手が可能であるか | 5点 |
| | (3) ポータルサイト等の運用及び管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な返礼品の紹介ページ、特集ページの構築・更新を迅速に遂行できるか ・寄附額の増加に繋がる具体的な対策（画像修正、SEO対策等）が示されているか | 15点 |
| | (4) 寄附管理システムの管理運営業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・寄附情報について、本市が使用する管理システムにて確実な一元管理が可能か ・管理データによる分析や対策について、具体的かつ効果的な提案がされているか | 10点 |
| | (5) 返礼品に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・返礼品の在庫管理、発注、配送の手配及び管理を効率的かつ迅速・正確に対応できる仕組みが構築されているか ・効果的な新たな返礼品の開発や既存返礼品のブラッシュアップの方法が示されているか | 15点 |
| | (6) 問い合わせ等に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの設置や、時期に応じた受付体制の確立など、寄附者への迅速かつ丁寧な対応が可能か ・苦情や意見を将来に向けて有効活用する提案となっているか | 10点 |
| | (7) プロモーションに関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・寄附増額に繋がる魅力的なプロモーションの具体的手法が示されているか | 10点 |
| | (8) 地域経済活性化に関する業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・地場産品強化や地域内の所得循環実現に向けた具体的取組みが示され、地域経済活性化に貢献しうる提案がされているか | 15点 |
| | (9) その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・(1) から (8) までのほか、これまでの実績、ノウハウを活かし、本市にとって有益な提案であるか | 5点 |
| 金額 | (10) 見積書の金額 | <ul style="list-style-type: none"> ・10点×（全提案中の最低の見積金額/見積金額） | 10点 |
| 総合評価点 | | | 100点 |

3 評価

前項の評価項目（1）から（9）までの評価の際には次の表に示す評価基準に基づきAからEまでの5段階で評価を行い、評価項目ごとの係数を乗じて評価点を算出する。

| 評価 | 判断基準 | 評価点 |
|----|-----------------|-----|
| A | 当該項目に関して特に優れている | 5 |
| B | AとCの中間程度 | 4 |
| C | 当該項目に関して優れている | 3 |
| D | CとEの中間程度 | 2 |
| E | 業務委託仕様を満たしている程度 | 1 |

評価係数

| 評価項目 | 評価係数 |
|---------------------|------|
| (1) 業務執行体制 | 1 |
| (2) 実施スケジュール | 1 |
| (3) ポータルサイト等の運用及び管理 | 3 |
| (4) 寄附管理システムの管理運営業務 | 2 |
| (5) 返礼品に関する業務 | 3 |
| (6) 問い合わせ等に関する業務 | 2 |
| (7) プロモーションに関する業務 | 2 |
| (8) 地域経済活性化に関する業務 | 3 |
| (9) その他 | 1 |

4 受託候補者の決定方法

選定委員会の評価に従い順位付けを行う。ただし、上記2の評価項目(1)から(9)に係る全委員の平均得点が6割に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなし、受託候補者とししない。

5 最高得点を挙げた者が2人以上いる場合

最高得点を挙げた者が2人以上いる場合は、評価項目中、業務提案の得点が最も高い者を受託候補者とします。